

平成 21 年度市有地公売募集要領

湖 西 市

市有地の公募売払について

湖西市では、今後事業用地として特に保有し又は活用する予定のない土地について、一般競争入札により売却することにいたしました。

今回の売却対象物件は、湖西市内 4 物件です。

入札に参加を希望される方は、募集要領をご理解の上、申込み手続きをされますようお願いいたします。

問い合わせ

☎ 4 3 1 - 0 4 9 2 湖西市吉美 3 2 6 8 番地

湖西市役所 総務部財務課

契約管財係（庁舎 2 階 東側）

Tel 053-576-1112

Fax 053-576-1115

1 公売物件

No.	物件の所在地	地目	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	湖西市鷺津字セウマセ3214番	宅地	214.60	9,549,700
2	湖西市鷺津字セウマセ3215番	宅地	214.58	10,063,802
3	湖西市梅田字ムメタ312番8他1筆	宅地	230.79	14,078,190
4	湖西市梅田字ムメタ312番13他1筆	宅地	250.58	14,784,220

※ 現地説明会は行いませんので、物件調書の位置図を参考に、必ず現地の状況確認を行ってください。なお、現地には案内看板が設置してあります。

2 入札参加資格

次に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4に該当する者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しない者

3 入札の参加方法等

入札参加希望者は、市有地売払一般競争入札等参加申込書に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所に直接持参してください。

(1) 必要書類等

① 申し込みの際に必要な書類は次のとおりです。

ア 市有地売払一般競争入札等参加申込書（第1号様式）

イ 世帯全員の住民票の写し（外国人の場合は、外国人登録記載事項証明書）、法人の場合は、法人登記簿謄本
なお、3ヶ月以内のものに限ります。

ウ 平成20年度納税証明書（市民税・固定資産税・軽自動車税）及び納付証明書（国民健康保険料）、法人の場合は、法人市民税・固定資産税・軽自動車税

② 連名により申込みされる場合で、異なる世帯の方が連名となる場合は、申込人それぞれの住民票の写し及び証明関係書類が必要となります。

(2) 受付期間

平成21年12月18日(金)から平成22年1月8日(金)まで

(3) 場所及び時間

湖西市吉美3268番地

湖西市役所 2階 湖西市総務部財務課

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、郵送、インターネットでの受付は行いません。

(4) 一般競争入札等参加受付書

申込み手続きを終了された方には、一般競争入札等参加受付書を交付いたします。この受付書は入札に必要となりますので、大切に保存してください。

(5) 入札にあたっての留意事項

現地説明会等を行いませんので、応募者は事前に物件調書の案内図等により、現地を必ず確認してください。

4 落札者の決定方法等

湖西市が事前に定めた予定価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者として決定します。

(1) 入札等の日時・場所

・期 日 平成22年1月15日(金)

・入札時間 物件No.1 午後1時30分～

物件No.2 午後2時15分～

物件No.3 午後3時00分～

物件No.4 午後3時45分～

・場 所 湖西市役所 301会議室 (湖西市吉美3268番地)

※ 入札会場の受付は301会議室で30分前から行います。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので、余裕を持ってお越しください。

(2) 入札保証金

入札参加者は、各自の見積る入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)の入札保証金を入札会場の受付時(入札時間の30分前から受付)に納付しなければなりません。

① 入札保証金は、銀行自己あて小切手(別紙1)でお願いします。

② 落札者以外の方には納付した入札保証金を、入札終了後、入札保証金受取り書と引き換えに返還します。

(3) 入札への参加者

① 入札参加受付書に記載された本人又は代理人が参加することができます。

② 法人の代表権の無い方や個人で代理の方が入札に参加される場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状(第3号様式)が必要となります。

③ なお、連名の申込みで一人のみ入札に参加の場合も委任状が必要となります。

(4) 入札方法等

- ① 入札参加者は、所定の入札書（第4号様式）に必要な事項を記載し、記名押印の上、市の指定する封筒に入れ入札箱に投入してください。
- ② 入札書は、当日受付に用意してありますが、説明書に添付しているものを複写して使われても結構です。
- ③ 提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行なうことはできません。
- ④ 開札は入札後直ちに入札者の前面で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合には、湖西市の職員を立合わせ開札します。
- ⑤ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- ⑥ 入札参加者が1名でも執行します。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ③ 記載事項の不明な入札又は記名押印の無い入札
- ④ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ⑤ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑥ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑦ その他入札条件に違反した入札

(6) 再度入札

開札の結果、予定価格に達する入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

- ① 再度入札の回数は、1回とします。
- ② 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者のうち、前項の規定により無効とされなかった者に限ります。
- ③ 再度入札の入札保証金は、初回の入札保証金の納付をもって納付があったものとみなします。

5 契約の締結

- (1) 落札者には、契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 落札者となられた方は、「市有財産売却決定通知書」を受理した日から5日以内に契約保証金（売買代金の100分の10以上）を市が発行する納入通知書により納付し、契約の締結をしていただきます。

入札保証金を入札保証金受取り書と引き換えに返還します。

なお、期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は湖西市に帰属することになりますのでご注意ください。

6 売買代金の支払い方法

売買代金と契約保証金との差額を契約日より**10日以内**に市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

※ 金融機関からの融資額に限り、湖西市の承認を得て納入期限を延長することができます。

※ 契約保証金は、売買代金の支払いが行われなかった場合には、湖西市に帰属することになりますのでご注意ください。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地引渡しがあったものとしします。
- (2) 所有権移転登記は、土地の引渡し後、市が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

8 土地取得後にかかる税金

契約締結以降の公租公課は、買受人の負担となります。

- (1) 不動産取得税（詳しくは、浜松財務事務所へお尋ね下さい。）
- (2) 固定資産税・都市計画税

※ 詳しくは、湖西市役所 財務課契約管財係（電話 053-576-1112）までお問い合わせください。